

横浜薬科大学

学 生 規 程

(一般心得)

第1条 学生は、大学の使命と学生の本分をわきまえ、教養を高めるとともに、専門の薬学を深く修得し、民主的で文化的な社会の形成者の一員として心身ともに健康であるよう努めなければならない。

(学則等の厳守)

第2条 学生は、学則その他の諸規程、諸規約を厳守し、学内外を問わず良識ある人間として行動し、本学の発展と名誉に寄与するよう心がけなければならない。

(学生証の携帯)

第3条 学生は、入学の際に学生証の交付を受け、在学期間中、常にこれを携帯するものとする。

(学生証の交付)

第4条 学生が学生証の交付を受けるときは、1か月以内に撮影した無帽上半身の写真（縦30mm、横25mm）2枚を学生課に提出するものとする。

(学生証の提示)

第5条 学生が図書館その他の施設を利用するときは、学生証を提示するものとする。

(学生証の貸与等の禁止)

第6条 学生は、学生証を他人に貸与または譲渡してはならない。

(試 験)

第7条 学生は、学生証を携帯しないときは試験を受けることができない。

(紛失等)

第8条 学生は学生証を紛失し、または、き損して使用に耐えられなくなった場合、直ちに再交付を願い出るものとする。

(学生証の返却)

第 9 条 学生は、卒業、退学または除籍された時は学生証を直ちに返却するものとする。

(学内施設使用の届出)

第 10 条 学生が学内で施設を使用して集会を行うときは、その責任者または代表者は期日の 3 日前までに所定の構内借用願に計画書を添え、学生課に提出し、学生部長を経て、学長の許可を受けるものとする。

(講演会等施設使用の届出)

第 11 条 学生が主催して講演会、競技会その他で大学の施設を使用するときは、前条に準じて手続きをするものとする。

(課外活動の合宿・旅行の届出)

第 12 条 学生が課外活動として合宿、旅行を開催し、またはこれに参加するときは、第 11 条に準じ 7 日前までに手続きをするものとする。

(掲示物の届出)

第 13 条 学生が学内外を問わず集会の案内等の掲示をするときは、掲示期間と掲示責任者氏名を記載した現物を添えて学生課に提出し検印を受けるものとする。

(掲示場の指定)

第 14 条 掲示は、指定された掲示場を使用するものとする。

(団体結成の届出)

第 15 条 学生が学内において団体を結成するときは、顧問の教育職員を定め、学生課に提出し、学生部長を経て学長の許可を受けるものとする。

(学外の団体連盟等への加入)

第 16 条 学生は、学外の団体連盟等に参加し、または学外から指導者もしくは講演者を招聘するときは、あらかじめ前条に準じる手続きを行うものとする。

(学生の示威運動等の届出)

第 17 条 学生が示威運動、世論調査または寄附金募集等を行う時は、あらかじめ、その責任者は第 16 条に準じる手続きを行うものとする。

(印刷物の刊行・配布等の届出)

第 18 条 学生が学内外において印刷物を刊行し、配布もしくは販売するときは、その責任者は趣旨を明らかにした願を学生課に提出し、学生部長を経て学長の許可を受けるものとする。

(放送設備使用の届出)

第 19 条 学生が放送設備を使用するときは、その要旨を示し、前条に準じる手続きを行うものとする。

(放送の配慮)

第 20 条 放送は、特別の場合を除き授業時間中は行うことができない。放課時間においても騒音防止の考慮を十分に払わなければならない。

(乗物の学内禁止)

第 21 条 学生は自動車・自動二輪車などの乗物を学内に乗り入れてはならない。ただし、事情によっては、特別に許可する場合がある。

(学内駐車等の許可願)

第 22 条 学生が自動車・自動二輪車などの乗物を学内に乗り入れ、または駐車する場合には、許可願を学生課に提出し、学生部長を経て、学長の許可を受けるものとする。

(自転車置場)

第 23 条 学生は、自転車等を指定された自転車置場以外の場所に置いてはならない。

(品位を保つ端正な服装)

第 24 条 学生は、品位を保つよう端正な服装に心がけねばならない。とくに女子学生は、華美にならぬよう注意すること。

(下駄、ハイヒール等の禁止)

第 25 条 学生は、学内においては騒音や災害を防ぐため原則として下駄、ハイヒール等を使用してはならない。

2 学内禁煙とする。

(クラブ合宿・旅行等の届出)

第 26 条 学生は、クラブなどにおいて合宿あるいは教室などで旅行する場合は7

日前に保護者の同意書を添えた届を学生課に提出し、学生部長を経て学長の許可を受けるものとする。

(情報発信時の注意事項)

第 27 条 学生が SNS 等のインターネットやテレビ・雑誌等のマスメディアを介した外部への情報発信をする場合、その内容は公序良俗に反するものや特定の組織・個人の名誉・信用を失墜させるものであってはならない。

2 本学の学生であることを明らかにしてマスメディアに出演・寄稿等する場合は、あらかじめ内容を記した許可願を学生課に提出し、学生部長を経て学長の許可を受けるものとする。

(改 廃)

第 28 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。